

1 第4回定例会に向けた議会における新型コロナウイルス感染症拡大 防止対策について

- (1) 本会議場・予算決算委員会室・各委員会室の議席・委員席・説明員席にアクリル板を設置する。
- (2) 本会議場・予算決算委員会室・各委員会室の議席・委員席・説明員席にアクリル板を設置することに伴い、議員（委員）及び説明員の出席抑制は行わない。
- (3) 分科会・委員会の審査方法については、第3回定例会と同様、局（部）ごとに時間を分けて審査を行う。
- (4) 本会議・委員会出席者は常時マスクを着用する（発言時を含む）
- (5) 報道、傍聴、請願・陳情の取り扱いを含め、その他の対策は第3回定例会と同様とする。